

第6期 雲南市農業委員会第17回総会議事録

1. 日 時 平成30年11月21日(水) 13:35~14:55

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(19名)

1番 錦織邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田邦昭	6番 小山益男	7番 山本裕子	8番 吉廣丈晴
9番 佐藤博子	10番 三原治雄	11番 吾郷正司	12番 高橋美佐子
13番 橋本 博	14番 三島輝昭	15番 柳原昌広	16番 嘉本輝雄
17番 山本博子	18番 内部武雄	19番 加藤一郎	

4. 欠席委員(0名)

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 統括主幹 白築 香 主幹 土江慶彦
主幹 錦織研吾

6. 傍 聴 1名

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第112号 雲南市土地開発公社理事の選出について
- ・議第113号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第114号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第115号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
- ・議第116号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第117号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は19名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第17回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、15番柳原昌広委員、16番嘉本輝雄委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項について ・ 会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第112号 雲南市土地開発公社理事の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第112号 雲南市土地開発公社理事の選出について」であります。現在、雲南市土地開発公社理事には、農業委員会を代表し加藤会長にお出かけいただいております、任期は平成30年12月9日までとなっております。担当部局である政策企画部政策推進課から、農業委員会より1名を選出いただきたいと依頼がありました。今後の任期は平成30年12月10日から平成32年12月9日までの2か年ですが、農業委員会といたしましては、この度の選出につきま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	しては、農業委員の任期満了となる平成32年7月19日までとします。
議 長	<p>以上、ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
3 番	<p>3番竹内です。議第112号は人事案件でございます。先日運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますので、先程事務局からご説明がありましたが、農業委員会を代表し加藤会長に引き続きお務めいただければと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員会委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。「議第112号 雲南市土地開発公社理事の選出について」は、現在理事であるわたくし加藤一郎を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任として、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第112号 雲南市土地開発公社理事の選出について」は、提案のとおり留任として選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第113号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページ「議第113号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を説明します。7ページをご覧ください。図面につきましては最初のページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>申請番号1番～27番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田21筆、畑5筆、原野1筆の合計27筆、関係</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>者は8名で合計面積は28,690㎡です。申請番号1番～14番は平成30年10月4日に、申請番号15番～17番は平成30年10月19日に、申請番号18番～27番は平成30年10月29日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号28番～119番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田69筆、畑23筆の合計92筆、関係者は6名で合計面積は34,011㎡です。平成30年10月25日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田90筆、畑28筆、原野1筆の合計119筆、関係者は14名で合計面積は62,701㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
2 番	<p>2番〇〇です。先日の新聞に鳥取の三朝の記事が載っておりましたよね。ご覧になったと思うんですが、登記の関係ですけどね。この前に鳥取の日野に行った時もそういう話を聞いたんですが、あん時もそう言ったんですけども。法務局がね、それぞれの局によって対応が任せられていると言うのか扱いのようなんです。この前もちょっと議論があったんですが、農地台帳のほうは農地じゃないという整理をしながらも、登記上は農地のまま残っていると。田でも畑でも。いうことで結局端的には農地台帳という意識、認識がないので。登記の方を普通意識しながら、たとえば売買なんかおこなうとすると、農地台帳から外れているんだけど、売買する時は田、あるいは畑という登記上の地目のままでおこなわれておりますよね。買われた人もですね、農地という田、畑という思いで取得されるということになりますと、農業委員会の非農地の判断をしてると言うことは、どういうことかいなというやや情けないようなちよっ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
2 番	<p>と感じもするわけでありまして、この前の研修の時の話、今回の三朝の話等を伺うとですね、何か取り組みでやっていく方法があるんじゃないのかと。すぐやってくれと言うのは別にしましてもね、少しゆする必要があるんじゃないかなと言うのが法的にもわれわれ実態的にもですね、農地でなくなったら農地じゃないと、農地であれば農地だと。いう整理をしていかんといかんじゃないかと思うんですがね。法務局、法務局とそれぞれお任せという行政もね、いかなもんかってんで少しつついたらどうかなという感じがするんですけどね。雲南市だけではなかなかねとすれば、県としてもですね、鳥取はかなりそういう意味では、変な話ですが非農地の取り組みをしても、農地台帳だけのところで終わっちゃう。かつ通知をもらった方もですね、足を運ばれんとそのままストップしちゃうんですよ。となりますとね、どうも実態とこの法的な処理とが不一致なのはね、なんとなくやるせなさを感じちゃって、非農地に取組むのがね、どういうこっちゃねと一歩踏み出すのに躊躇しそうなね、気もしないでもないんで。まあそれはそれとしてですね、そういう方面もひとつ機会を見つけてもらって他の県内でもね、他に取組んでいるところもあるかも知れませんが、たまたま隣の二つの町の様子を知ることができたもんですから、鳥取が全部そうやっているかわかりませんが、出来るというところがあるわけであって、そうするとなんかここで議論して現地も見て、確かに農家の人もそうだと思うたらそこでね、みんなが確認したわけですから、記録的にもそういう整理をしておいたほうがなんかすっきりしちゃうし。あっちの書類を見ると農地として残っている、こっちを見ると無くなっていると、こういうのはちょっと農業委員会の仕事としてもちょっと限界を感じちゃうゆうんですかね。という気がこないだの新聞見せてもらったんですけどね。まあ感想になりましたんですが、議論される機会がありましたらね、是非またね、検討いただいたらと思います。以上です。</p>
議 長	<p>おっしゃるとおりで非農地にするとところまで農業委員会の判断でできますけども、それからの登記を変えるというところは所有者本人でないとできないということでそういったことになるわけですけど、雲南市のみならず、こないだ視察に行った恐らく広島のある方もそげだないかと思えますけど、ああゆうところはよくあるんですよ。でも結局農地法の制約を受けないためには非農地ということをもまず第一段階やらなければいけんと。いうことをございましてそれから先の登記に関しましては、とにかく我々としてはそれを働きかけていくということしかできないのが現状でして、あくまでも本人さんが登記所へ行って登記の変更をされないけんという状況が実態でして、なかなかこれ打開策というのが難しいとこですけども。何かいい例でもやっとなそれをこげやっとなえすこにやっとならいよという例でもあれば聞かせてもらおうと喜んますけれども。過去にこの農業委員会も登記所からおいでをいただいているいろいろ説明を受けたりしましたけれども、その折も、できたのは最後に結局は本人さんが変更されんといけん、登記は。ということができてまして、まあそこんところが一番難しいとこです。やっとならわれないけんから。事務局の事務としては文書あるいはその他諸々の方法で登記を変えてもらおうようお願いをさせていただきますけど、それ以上は手が出せないというのが今の実態です。まあ、なんぞいいやり方でもあればそぎゃん方法も</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	模索してみたいと思いますけども。
1 8 番	ちょっといいですかいね。勉強会みたいなことをしてね。
議 長	勉強会やっても一番勉強会やらないけんのは土地を持つとる農家だだ。非農地にされた農家が勉強してもらわないけんどもね。ここは農地法の規制はみんな外いてしまいうだけん。あとは登記所だだ。
1 番	これ、県の農業会議所のほうでは話題になることはないですか。
議 長	あのね、県の農業会議で申し上げたらね、あくまでも市町村の問題だと。税法でも税務課でも。というのがこの前要請した回答あげだったが。
事務局	昨年です。島根県に対しての意見書。非農地判断をした場合は職権で法務局のほうで変えていただくようにということで、鳥取県の事例も含めて県の農業会議から島根県のほうへ意見書を出したんですけども、その回答はご説明したとおり、島根県からは昨年のところでは、なかなか職権で変えることは難しいというふうな。
1 8 番	市町村によっていろんな問題が。
事務局	そうですね。鳥取県の場合はそれがうまくされているのでやっていらっしゃることがあるんですけども、島根県の場合は。
2 番	県がね、踏み出せないというのはなんでかと思うんですけどね。
議 長	県の考えは、うちの仕事ではありません。それは市町村の仕事ですとこういう言い方だだ。ざまくに言うと。
2 番	いやいや。県はね、やっぱり声かけをすとかね。農政がね、動きやすいようにね、運んでいく橋渡しをやるようなことが県の仕事であってね、それはお前らの仕事だつていうのじゃ県が必要あるかねという話になるから。僕はね、県が門前払いしちゃいかんと思うんですけどね。法務局とね、法務省とのね、打ち合わせの場をセットするとか、そこで法務局がね、そりゃあうちはそんなことはようやらんと、農家がやってもらわんといかんと言って、法務局が言うんならなんかわかからんでもないけど、県はちょっと出しゃばりすぎてんじゃないですかね。県の仕事じゃないと思いますよ。
議 長	あのね、こぎゃんこと言いたくないけども、空き家付き農地の時も、1アールにする時も、県はこげやってしまったわけだ。それで、我々直接国とやったわけだあけん。まとまってきたらどこのほどから県がぞろっと出てきたというような、あのへんがね県の今の姿というのは、〇〇委員さんおっしゃるようにはたして地方行政としてそれ

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>でいいかいなど。</p> <p>2 番 やっぱりね、今申し上げたことを言ってやらんとね、県はね、動かんですわ。あんたら何のためにおるんじやい。現場が一番ね、現場の動きをよくね、受け止めてね、さっきから長々申し上げたんですが、実態とね、書類上とがずれているのをね、もうお前らの仕事だからお前らやれってんじやね、県必要ないんじゃないかね。いやいやそういう感じ。県はね、そういうことを交通整理してね、仲立ちしてですよ、やっていくのが県の仕事であってね、というようなことを思うんですがね。また、機会があったら話してみてください。</p> <p>議 長 機会があれば苦言を述べていきたいとしますけど。意外と逃げられるというのが。自分らに関わりないところはこげやらいというのが姿だということだけのご理解ただいて。機会あるごとにそれでいっぺん言って諦めるわけではなく、私も機会あるごとに言っていきたいとしますし、ほかもしこの雲南市の農業委員会で、登記所との勉強会が必要だという意見があれば、事務局へお寄せただいて、この前気持ちよく来てえしこん登記官にいろんなやり方や説明をしていただいておるけん、今回も頼めば来てくれると思いますので、そういった声が皆さん方からあれば、また対応したいとしますので、遠慮なく事務局へ声を寄せていただきたいと思います。</p> <p>1 8 番 県はなることだけしかしゃあせんわね。</p> <p>議 長 なるべく係わりのないところは手をかけめと思っとるだが。あぎゃんこと言うと叱られるけどね。あのね、結局末端の市町村みたいに直接住民とやっくらんから。国から市町村の間の遣いほどやっとうからあげないな感じになあだないかと思うだ。一番難儀するのは市町村だだ。ほんとはの。あんまり愚痴を言ってもしょうがないわ。</p> <p>他に討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 討論を終わります。お諮りいたします。「議第113号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第113号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p> <p>議 長 次に、「議第114号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>す。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書17ページ「議第114号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。今回6件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面は28ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は330㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿ともに田、現況は田及び畑で合計面積は1,505㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「長年、譲受人が管理しているため。農地を管理する担い手がないため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「長年、管理してきたため。」ということです。土地代は10アール当たり50万円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は533㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は1,117㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんです。申請事由は「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は305㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんです。申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>は10アール当たり5千円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外7筆。地目は登記簿・現況ともに田が3筆、登記簿・現況ともに畑が5筆で、合計面積は3,592㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市の□□□□さんです。申請事由は「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は田が10アール当たり10万円。畑が10アール当たり2万円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第114号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第114号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、「議第115号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」説明します。最初に、議案書22ページの農地取得下限面積（別段の面積）の別表1について説明します。これについては、別添資料No.2をご覧ください。</p> <p>農地取得「下限面積」の設定については、農業委員会は毎年下限面積の設定について審議することとなっています。下限面積の設定については、平成29年度に見直しを実施しましたが、今年度については、資料No.2の1の1のとおり、現行の下限面積の変更を行わないという方針を考えております。その理由としましては、資料No.2の裏面の「経営耕地面積総農家数等一覧表」をご覧ください。大東町は30アール未満が37%、加茂町は20アール未満が39%、木次町は20アール未満が40%、三刀屋町は30アール未満が44%、吉田町は20アール未満が36%、掛合町は30アール未満が40%となっているとおり、各町の20アール、30アール未満の農地を耕作している農家数が概ね4割であるため、農地法施行規則第17条第1項第3号の規定に該当することから、今回は、変更を実施しないということです。</p> <p>続きまして、議案書22ページの別表2について説明します。この「農地法施行規則第17条第2項」の規定による空き家付き農地につきましては、資料2の2の1の方針のとおり、区域を現行42筆から34筆に変更いたします。変更理由としましては、3条で所有権移転されたことによる指定解除のためです。空き家の取得状況ですが、加茂町1件、木次町1件、三刀屋町1件の計3件でした。</p> <p>これにより、空き家付き農地件数は変更前の11物件42筆が8物件34筆に変更となります。また、今回の設定の施行日については、総会後を予定しております。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>下限面積の出し方がわかりますかね。事務局がさらっと説明されたが、別添の資料の2を見てもらうとわかるけれども、1ページの方。結局17条の1項の適用の2番目の括弧2の理由のところを良く読んでもらうとわかあますけれども、概ね4割に当てはまらんために、今回は改正をしないという意味ですけれども、おわかりいただけましたかね。</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第115号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第115号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」は、提案のとおり決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第116号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ「議第116号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。24ページをご覧ください。図面は、47ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で申請面積は合計9.9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は「現在の墓地は、自宅から離れ参道も急傾斜で荒廃が進んでおり、墓地への往来及び永代管理が困難なため申請地に移転したい。」とのことです。始末書が出されており「11月下旬に法要を控えていることから転用の許可を得ずに基礎工事を着工してしまった。」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.61㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は「現在の墓地は山林の中にあり、参道は急斜で墓参りに支障があるため、申請地に移転したい。」とのことです。始末書が出されており「農地転用の許可申請をすることを忘れていたため、許可を得ずに墓地を建設してしまった」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は「自宅近くの当該申請地に墓地を新設したい」とのことです。始末書が出されており「農地法の認識不足から、許可を得ずに墓地を建設してしまいました。」とのこと。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があればお願ひいたします。</p>
1 2 番	<p>1 2 番〇〇です。始末書が出ております。私は、土地の登記の分筆が終わったら農地の転用の申請をすれば良いと思っておりましたが、10月15日に登記が終わり大東総合センターに土地の経営許可申請に行った時に、農地の転用の申請を見落としておりました。申し訳ございませんでした。何卒、どうぞよろしくお願ひいたします。許可をよろしくお願ひしますとのこと。</p>
議 長	<p>他に。</p>
1 1 番	<p>1 1 番〇〇です。申請番号3番の方で始末書が出ておりますので報告させていただきます。雲南市農業委員会、会長加藤一郎様。この度の案件は、平成30年10月16日から〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地に農地法の適正な手続きを経ることなくして、墓地を建設し今日まで至っています。このように至ったのは、農地の転用には農地法の許可が必要であることの認識が無かったためです。今後は、農地法等の手続きを十分に理解して、二度とこのようなことがないよう適正な手続きを経ることを確約いたします。平成30年11月2日、〇〇市〇〇町〇〇△△-△、□□□□。</p> <p>以上でございます。審議の方よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>1番はどうも私の受け持ちの所のようにございます。顛末書が手元に届いておりますけれども、推進委員の〇〇さんに確認をしていただいております。基礎工事が完了しておるといふ写真のとおりでございます。農地法の認識が足りず無断転用になったということで、寛大な処置を賜りますようということで顛末書が出ておる状況でございます。ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第116号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第116号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第117号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページ「議第117号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。3件の申請が出ております。議案書26ページをご覧ください。図面は60ページからです。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は348㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、農家住宅の新築で、住宅1棟130㎡を建築されます。転用事由は「現在は隣接する〇〇町〇〇△△-△に賃貸人と同居しているが、家族が増え、住まいが狭隘となったため住宅を新築したい。」ということです。賃借料は無料。確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域外で、農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される」場合の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>なお、本案件は1種農地に該当することから、島根県農業会議の常設審議委員会への諮問が必要な案件です。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は836㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は東京都〇〇区の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇の□□□□さんです。転用目的は、太陽光発電事業で、太陽光発電設備パネル240枚を整備</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>されます。転用事由は「遠隔地に所在し耕作ができないため、隣地所有者の太陽光発電事業用地として譲渡する。」ということです。土地代は、10アール当たり119万6千円。確認は〇〇委員さんです。農用地区域外で、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は19㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、山林管理道で、山林管理道を整備されます。転用事由は「山林（〇〇△△-△）を取得するにあたり、山林を管理する進入路として取得する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第117号 農地法第5条の規定による許可申請について」、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号2番と3番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	よって、「議第117号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号2番と3番について、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第117号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書27ページ「議第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。議案書28ページをご覧ください。今回は設定件数155件。内訳は〇〇町32件、〇〇町84件、〇〇町39件となります。借り受け人が3人となっております。〇〇町は29ページの番号2番から42ページの32番までの31件、〇〇町は43ページの番号34番から99ページの116番までの83件、〇〇町は100ページの番号117番から114ページの番号155番までの38件は中間管理機構が借り受けるものです。転貸予定先は〇〇町分が(農)□□□さん、〇〇町分が現在設立に向け動いています□□□さん、〇〇町分が□□□さんと、こちらも現在設立準備中の□□□さんとなっております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号20番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。14時50分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。それでは先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>発表していただきます。最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号20番を除く案件について各町より発表していただきます。</p> <p>〇〇町の方をお願いします。</p>
10番	<p>10番〇〇です。1番は再設定でございますが、あと2番から20番を除く32番までは新規ということで、いずれも□□□営農組合様が借りられる。妥当と判断いたしました。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町をお願いします。</p>
16番	<p>16番〇〇です。〇〇町84件でございますが、33番は再設定で個人の関係ですけども、再設定ということでございます。あとは、事務局より説明がありましたように、〇〇地区で基盤整備が進んでおりまして、法人が設立されるということございまして、その案件でございます。いずれも妥当と判断しました。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町をお願いします。</p>
15番	<p>15番〇〇です。117番の方は□□□の方の借り入れで、学校給食野菜を作られる予定です。118番から155番の案件は〇〇町〇〇の方で、ただ今法人に向けて準備中ではありますが、そちらで耕作をされるということで妥当と判断いたしましたのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号20番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	よって、「議第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号20番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号20番の案件についてのみ審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、2番〇〇委員にはご退席願います。
議 長	それでは、申請番号20番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を発表していただきます。 〇〇町の方お願いいたします。
10番	10番〇〇です。妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今協議の結果、妥当と発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号20番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号20番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	2番〇〇委員にはご着席願います。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	一同互礼。 ご着席ください。
事務局	<p>【その他事項】</p> <p>(1) 平成31年度「雲南市農業振興施策に関する意見書」提出における市長からの意見について</p> <p>(2) 平成30年度農地利用状況調査結果について</p> <p>(3) 遊休農地の利用意向調査について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____